

第3回 磐田市廃棄物減量化等推進審議会次第

日 時：平成31年3月22日（金）
10時00分から

会 場：磐田市クリーンセンター2階研修室

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 議 事

- (1) 平成31年度一般廃棄物処理実施計画（案）について

4. 報 告

- (1) 平成30年度の取り組みについて
- (2) その他

5. 閉 会

平成 31 年度 磐田市一般廃棄物処理実施計画(案)

この計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第 6 条第 1 項及び磐田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第 13 条に基づき、定めるものである。

1 基本方針

廃棄物の処理計画策定に当たっては、廃棄物処理法、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律及び浄化槽法の趣旨により、廃棄物を衛生的かつ適正に処理するため、以下についてその推進を図り、生活環境を清潔に維持し、公衆衛生の向上と市民の福祉増進に努めるものとする。

- (1) 廃棄物の収集体制の確立
- (2) 清掃作業の効率的運営
- (3) 廃棄物の減量化・再資源化
- (4) 清掃思想の普及

2 計画期間 平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日

3 計画区域 磐田市全域

4 一般廃棄物の排出量見込み

(1) 磐田市における平成 31 年度の一般廃棄物の排出量見込みは、次のとおりとする。

排出量見込み	排出量	内 訳		
		可燃ごみ	資源にするごみ	埋立ごみ
定期収集ごみ量	27,680 t	24,000 t	3,330 t	350 t
直接搬入ごみ量	16,250 t	15,000 t	720 t	530 t
資源集団回収量	2,900 t		2,900 t	
合計	(47,530) 46,830 t	(39,770) 39,000 t	(6,830) 6,950 t	(930) 880 t

※（ ）内は実績値

(2) し尿・浄化槽汚泥排出量見込み

排出量見込み	内 訳	
	し尿	浄化槽汚泥
(28,450) 28,400 kℓ	(3,250) 3,200 kℓ	(25,200) 25,200 kℓ

※（ ）内は実績値

5 一般廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項

(1) 市が講ずべき方策

ア 磐田市廃棄物減量化等推進審議会

- ① 一般廃棄物の減量化、資源化及び適正処理の推進に関する事項その他必要な事項について審議する。

イ ごみの減量・リサイクルの推進

① 平成 31 年度の新たな取組み

- (a) 適切なおみの分別、出し方を周知するため、新たにベトナム語版のごみ分別ガイドブックを作成する。また、日本語版、ポルトガル語・英語版を改訂し、ごみの減量とリサイクルを推進する。
- (b) リサイクルステーションの回収品目に、「使い捨てライター」を追加し、市民の排出環境の充実を図る。
- (c) 若い世代へのごみに関する意識向上を図るため、産業大学学園祭へ出展し、ごみの分別方法等の啓発を行う。

② 継続する取組み

- (a) 資源回収の奨励や生ごみ堆肥化容器設置費の補助を行い、家庭から排出されるごみの減量・リサイクルを推進する。
- (b) 3R（リデュース、リユース、リサイクル）活動を行う団体を支援することにより、3R活動の推進と市民の意識を醸成する。
- (c) レジ袋削減のための買い物袋持参キャンペーン実施によるマイバッグ持参の啓発を行う。
- (d) 施設見学等を実施し、ごみの減量やリサイクルの必要性について啓発するとともに、広報やホームページ等を通じて、ごみの減量やリサイクルに関する情報を随時発信する。
- (e) 広報やごみ分別アプリ等でごみ減量の意識啓発を行うことで、雑がみの資源化や生ごみの水切りを促進する。
- (f) 軽トラ市等のイベントや展示ブースで食品ロス削減等の啓発を行うことで、市民のごみに関する意識の向上を図り、より一層のごみ減量・リサイクルを推進する。
- (g) リサイクルステーションで資源ごみを回収するほか、古紙・古布の拠点回収、パソコン・携帯電話等のBOX回収を実施する。
- (h) クリーンセンターへ搬入される剪定枝等の樹木をチップ化し、資源化を推進する。
- (i) ごみの排出抑制に向けて、市内小売店舗へレジ袋削減等の啓発表示の依頼を行う。

ウ ごみの適正処理

- ① 発生するごみの量をできるだけ抑え、再使用、再生利用に取り組んだ上で、排出されるごみについて、適正な収集と処理をするためのルールづくりを進める。
- ② 磐田市クリーンセンターで搬入物調査を実施し、搬入される事業系一般廃棄物の可燃ごみからの紙類・古着の資源化を進めるとともに、排出事業者や収集運搬許可業者に対し可燃ごみへ産業廃棄物が混入されないよう指導を行う。

(2) 市民が講ずべき方策

- ア 市が示すごみ出しのルールを遵守し、自治会等が管理しているごみ集積所へ収集日の朝8時までに排出するものとする。
- イ 市民は廃棄物の排出削減に努め、再生品の使用等により再利用を図り、再生できるごみは原則、資源ごみとして分別し、廃棄物の減量や適正な処理に関して市の施策に協力するために、以下のことに努めるものとする。
- ① マイバッグを持参し、レジ袋・紙袋を断ることで、ごみの排出抑制に努める。
 - ② 食材の買い過ぎを防ぎ、食材を使いきる、食べきることで、食品ロスの削減に努める。
 - ③ 簡易包装商品や詰め替え用商品、リターナブル容器入り商品を選択することで、ごみの排出抑制に努める。
 - ④ 生ごみを排出する時はひとしぼりする等、水分を切るための策を講じることで可燃ごみの削減に努める。
 - ⑤ 家庭から排出される古紙（新聞・雑誌・雑がみ・段ボール等）は自治会等で実施する資源回収や回収ステーション等へ排出することで、資源化に努める。
 - ⑥ 市が開設するリサイクルステーションを活用し、資源ごみの適正な排出と資源化に努める。
 - ⑦ ごみ分別アプリや広報等で市から発信される情報を利用し、適正な排出に努める。

(3) 事業者が講ずべき方策

- ア 事業系廃棄物の発生を抑制し、再利用を図り、再生できるごみは原則、資源ごみとして分別し、事業系廃棄物の減量及び適正な処理に関して市の施策に協力する。
- イ 事業者は、排出者責任、拡大生産者責任を自覚し、事業活動に伴って生じるごみを自らの責任において適正に処理し、使い捨て商品・容器の販売の自粛や包装の簡素化等に努めるものとする。
- ウ 再生品の原材料としての利用の促進及び回収体制の整備等、資源化への取り組みを推進するものとする。

6 収集計画

分別して収集する一般廃棄物の種類及び分別区分は、次のとおりとする。

(1) 一般廃棄物の種類

事業系一般廃棄物を除く一般廃棄物（以下「家庭ごみ」という。）

(2) 家庭ごみの分別区分と排出方法

家庭ごみ収集カレンダーに定める収集地区毎に収集日を定め、ごみ集積所から収集する。

分別項目	排出方法	収集回数
可燃ごみ	①市指定の可燃ごみ専用袋を使用する。指定袋に入らないごみは指定の大きさに切り、市指定ごみ収集券をごみに貼付する。 ただし、硬質プラスチック類は、可燃ごみ専用袋に入る物のみとする。 ②一度に2袋までとする。ただし、剪定枝・草は別に2束又は2袋まで排出可能とする。 ③1袋の重量は、概ね8kg以内とする。	週2回
空き缶	ごみ集積所に備えてある専用のコンテナへ入れる。 ※スプレー缶は専用のコンテナへ入れる。	月1回
空きびん	無色・茶色・その他の色の3種類に分け、ごみ集積所に備えてある専用のコンテナへ入れる。	
ペットボトル	ペットボトル等の空き容器に入れ、ごみ集積所に備えてある専用のコンテナへ入れる。	
廃食用油	ごみ集積所に備えてある専用のコンテナへ入れる。	
プラスチック製容器包装	①市指定の不燃ごみ専用袋を使用する。 ②一度に4袋までとする。	週1回
金物・小型電化製品	①市指定の不燃ごみ専用袋を使用する。入らない場合は30cm×50cm×120cm以内に限り市指定ごみ収集券をごみに貼付する。 ②一度に3袋までかつ1袋の重量は、概ね8kg以内とする。	月1回
有害ごみ	市指定の不燃ごみ専用袋を使用するか、ごみ集積所に備えてある専用のコンテナへ入れる。(電池、水銀入り体温計、蛍光管など)	
埋立ごみ	①指定の不燃ごみ専用袋を使用する。入らない場合は30cm×50cm×120cm以内に限り市指定ごみ収集券をごみに貼付する。 ①一度に2袋まで、かつ1袋の重量は、概ね8kg以内とする。	

(3) 在宅医療廃棄物の処理

在宅医療廃棄物は次の方法により処理するものとする。

ア 注射器等の鋭利な医療廃棄物は医療機関等へ持ち込むものとし、感染性廃棄物として医療機関等が処理を行う。

イ ア以外の非鋭利な医療廃棄物については、感染性等の恐れがある物（内容物や付着物等）を事前に除去し、分別区分に従い、家庭ごみとして処理を行う。

(4) パソコン及び携帯電話（タブレット型端末含む）の処理

「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」に基づき、不要となったパソコンは製造メーカーに回収を依頼、携帯電話は販売店で回収を依頼するほか、公共施設に設置した回収BOXを利用して処理する。

7 市が収集しないごみ

ア 個別リサイクル法等に基づきメーカー等により回収されるごみ

品目	処理の方法
特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」という。）施行令第1条各号に規定する機械器具（エアコン、テレビ（ブラウン管式・液晶式・プラズマ式）、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機）	排出者は、家電リサイクル法に基づき、小売業者に引取りを依頼するか、排出者が自ら、又は市の粗大ごみ戸別収集を利用して指定の引取場所に搬入する。
自動車	排出者は、使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づき、都道府県知事等の登録を受けた業者に引取りを依頼する。
自動二輪車 （原動機付き自転車を含む。）	排出者は、国内二輪車メーカー及び輸入事業者の自主的取組みである二輪車リサイクルシステムに基づく「廃棄二輪車取扱店」又は「指定引取窓口」に持ち込み、引取りを依頼する。

イ 処理施設において処理が困難なごみ

プロパンガスボンベ （家庭用カセットボンベを除く。）	排出者はプロパンガス取扱店に相談するか、購入店に引取りを依頼する。
消火器	排出者は、消火器メーカーの自主的取組みである廃消火器リサイクルシステムに基づきメーカーに依頼する。
ガソリン、灯油、オイル（植物性油を除く）	排出者は、ガソリンスタンドに処理を相談するか、購入店に引取りを依頼する。
自動車・自動二輪車の解体部品 （タイヤ、ホイール、ドア、燃料タンク等）	排出者は、自動車販売業者、カーショップ、タイヤ専門店、ガソリンスタンド、解体業者等に処理を相談するか、購入店に引取りを依頼する。
バッテリー、ピアノ、太陽光パネル、石膏ボード、農薬などの薬品	排出者は、購入店又はメーカー等に引取りを依頼する。
その他の処理困難物	専門業者に相談するか、又は購入店に引取りを依頼するか等の方法により適正に処理するものとする。

8 中間処理計画

ごみ種類ごとの中間処理計画は、次のとおりとする。

(1) 可燃ごみ

ごみ種別	中間処理計画量	資源化計画量	施設名
可燃ごみ	(39,770) 39,000 t	(415) 650 t	磐田市クリーンセンター

※ () 内は実績値

(2) 資源ごみ

ごみ種別	中間処理計画量	資源化計画量	施設名
空きびん	(710) 710 t	(705) 705 t	磐田広域リサイクルセンター
ペットボトル	(180) 180 t	(175) 175 t	
プラスチック製容器包装	(1,600) 1,600 t	(1,590) 1,590 t	中遠広域粗大ごみ処理施設
金物・小型電化製品	(1,150) 1,110 t	(720) 710 t	
有害ごみ			
パソコン・携帯電話			

※ () 内は実績値

9 最終処分計画

埋立ごみ及び中間処理施設で処理された後に排出される残渣の最終処分計画は、次のとおりとする。

処理対象物	最終処分計画量	施設名
埋立ごみ	(930) 880 t	中遠広域一般廃棄物最終処分場
焼却残渣	(3,600) 3,300 t	
破碎残渣	(430) 400 t	

※ () 内は実績値

10 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

(1) し尿

ア 収集区域

下水道及び農業集落排水処理施設接続世帯を除く市内全域とし、磐田市が直接収集する施設を除くその他の世帯は、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者による業者間地域割とする。

イ 収集運搬を行う者とその収集地域

磐田市及び廃棄物処理法第7条第1項の規定により許可した次の一般廃棄物収集運搬業者とし、収集する地域は次のとおりとする。

名 称	所 在 地	地 域
(有)磐田クリーンサービス	磐田市下岡田358-2	磐田地区（区域割有）
(株)ハシモト	磐田市中泉2640-2	
磐南浄化槽(株)	磐田市下岡田358-2	福田・竜洋・豊田地区
天竜二俣清掃(株)	浜松市天竜区二俣町阿蔵124-2	豊岡地区

ウ 収集の申込み及び収集運搬方法

地域担当許可業者に各自申し込むものとする。申込みを受けた許可業者は、できるだけ早期に許可を受けた車両により公衆衛生に十分配慮して収集し、磐田市衛生プラントへ搬入するものとする。

エ 処理の方法及び処理主体

磐田市衛生プラントにおいて直接脱水+希釈・下水道放流方式により処理するものとする。

(2) 浄化槽汚泥

ア 収集区域

下水道及び農業集落排水処理施設接続世帯を除く市内全域とする。

イ 収集運搬を行う者とその収集地域

廃棄物処理法第7条第1項の規定により許可した次の一般廃棄物収集運搬業者とし、収集する地域は次のとおりとする。

名 称	所 在 地	地 域
(株)ハシモト	磐田市中泉2640-2	磐田地区
磐南浄化槽(株)	磐田市下岡田358-2	磐田・福田・竜洋・豊田地区
天竜二俣清掃(株)	浜松市天竜区二俣町阿蔵124-2	豊岡地区

ウ 収集の申込み及び収集運搬方法

地域担当許可業者に各自申し込むものとする。申込みを受けた許可業者は、速やかに許可を受けた車両により公衆衛生に十分配慮して収集し、磐田市衛生プラントへ搬入するものとする。

エ 処理の方法及び処理主体

磐田市衛生プラントにおいて直接脱水+希釈・下水道放流方式により処理するものとする。

(3) 浄化槽清掃

ア 清掃区域

下水道及び農業集落排水処理施設接続世帯を除く市内全域とする。

イ 清掃を行う者とその清掃地域

廃棄物処理法第7条第1項の規定により許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者であって、浄化槽法第35条第1項の規定により許可した業者とし、清掃する地域は次のとおりとする。

名 称	所 在 地	地 域
(株)ハシモト	磐田市中泉2640-2	磐田地区
磐南浄化槽(株)	磐田市下岡田358-2	磐田・福田・竜洋・豊田地区
天竜二俣清掃(株)	浜松市天竜区二俣町阿蔵124-2	豊岡地区

ウ 清掃の申込み

地域担当清掃業者に各自申し込むものとする。

(4) ごみ

ア 家庭ごみ

① 収集区域

市内全域とする。

② 収集運搬を行う者とその収集地域

磐田市または市から委託された業者とし、収集する地域は次のとおりとする。

名 称	所 在 地	地 域
磐田市		市内全域
磐田広域環境整備事業共同事業体	磐田市小中瀬722	市内全域
磐田環境整備事業共同企業体 (宥)磐田クリーンサービス (株)ハシモト	磐田市下岡田358-2 磐田市中泉2640-2	磐田地区
(宥)磐南クリーン	磐田市堀之内1750-3	福田・竜洋地区
鈴木 京士 (鈴京)	袋井市久能2214-3	
西遠実業(宥)	浜松市中区砂山町212	
(宥)大橋商事	磐田市池田703-1	豊田・豊岡地区
(宥)深田商店	磐田市下野部1138-2	

③ 収集運搬方法

委託業者が業務委託契約書にて定められた方法で、公衆衛生に十分配慮し収集運搬するものとする。

④ 処理の方法及び処理主体

ごみの区分	処理主体	処理の方法
可燃ごみ	磐田市クリーンセンター	焼却処理 資源化
空き缶	民間業者	資源化
空きびん	磐田広域リサイクルセンター	(財)日本容器包装リサイクル協会指定の再商品化事業者（以下、容リ協ルート）により資源化
	(株)中部カレット	資源化
ペットボトル	磐田広域リサイクルセンター	容リ協ルートにより資源化
廃食用油	民間業者	資源化
プラスチック製容器包装	中遠広域粗大ごみ処理施設	容リ協ルートにより資源化
金物・小型電化製品	中遠広域粗大ごみ処理施設	資源化
有害ごみ	中遠広域粗大ごみ処理施設	資源化
埋立ごみ	中遠広域一般廃棄物最終処分場	埋立処分
古紙・古布	民間業者	資源化
粗大ごみ（戸別収集）	磐田市	分別した後、各施設へ搬入

イ 事業活動に伴う一般廃棄物

① 収集区域

市内全域とする。

② 収集運搬を行う者

廃棄物処理法第7条第1項の規定により許可した業者とする。

名 称	所 在 地
(株)アドバンス中部サービス	御前崎市宮内248-5
(有)池上産棄クリーン	磐田市高見丘515
(有)大橋商事	磐田市池田703-1
(有)オカダ商店	浜松市南区楊子町1121-8
(株)紙資源リサイクルセンター	富士市蓼原110
(有)久野商店	浜松市南区崩野町219
(有)クリーンオオシバ	磐田市下本郷231-32
(資)小坂商店	浜松市中区西浅田一丁目8-20
(株)コーシンサービス	磐田市笠梅1220-18
(株)三共	浜松市南区田尻町203-1
(株)タマヤ	浜松市南区鶴見町2500-3
東海環境整備(株)	磐田市岩井2037-3
(株)ハシモト	磐田市中泉2640-2
磐南浄化槽(株)	磐田市下岡田358-2
(有)磐南クリーン	磐田市堀之内1750-3
(有)深田商店	磐田市下野部1138-2

富士勝飼料(株)	浜松市北区三方原町2 1 4 2 - 5
(株)プラントフード・ニシムラ	袋井市大谷 1 2 4 3 - 8
丸九環境整備(有)	浜松市南区瓜内町 2 4 1
(株)ミダック	浜松市東区有玉南町 2 1 6 3
(有)三原クリーン	磐田市福田中島 3 6 4 1 - 3
(株)ヤードウエスト浜松	磐田市富丘 2 2 6 - 4
(株)山本エコロジーサービス	浜松市中区神田町 7 5 8
(有)やまや伊藤商店	磐田市国府台 6 3 4 - 1
(株)リサイクルクリーン	浜松市天竜区二俣町二俣 4 1

③ 収集運搬方法

許可を受けた車両により、公衆衛生に十分配慮して収集運搬するものとする。

④ 処理の方法及び処理主体

可燃ごみは、磐田市クリーンセンターへ搬入し、焼却するものとする。

⑤ 一般廃棄物処理業者の新規許可

本市及び既存の許可業者による一般廃棄物の処理（収集若しくは運搬又は処分）が困難な状況にはないため、法第7条第5項第1号又は法第7条第10項第1号の規定に基づく、一般廃棄物処理業の新規の許可は行わない。ただし、災害などの事由により一般廃棄物の処理が困難と判断した場合には、この限りではない。

ウ 再生利用されることが確実であると市長が認めた一般廃棄物

① 収集区域

市内全域とする。

② 収集運搬を行う者

廃棄物処理法施行規則第2条第2号の規定により市から収集運搬の指定をされた業者とする。

名 称	所 在 地
(有)丸十産業	磐田市大久保 7 6 7 - 2 5
金井 靖裕（養豚業）	磐田市藤上原 5 3 3 - 3 0
長谷川 正治（養豚業）	磐田市向笠西 4 6 0 - 2

③ 収集運搬方法

指定を受けた車両により、公衆衛生に十分配慮して収集運搬するものとする。

④ 処理主体

廃棄物処理法施行規則第2条の3第2号の規定により市から一般廃棄物処分業の指定を受けた業者に搬入の上、処理及び処分するものとする。

名 称	所 在 地
(有)丸十産業	磐田市大久保 7 6 7 - 2 5
(株)ヤードウエスト浜松	磐田市富丘 2 2 6 - 4
金井 靖裕（養豚業）	磐田市藤上原 5 3 3 - 3 0
長谷川 正治（養豚業）	磐田市向笠西 4 6 0 - 2

エ 自己処理を行う一般廃棄物

一般廃棄物を生ずる土地又は建物の占有者（占有者がいない場合には管理者とする。以下同じ。）は、廃棄物を自ら収集し、運搬し、又は処分するときは、廃棄物処理法施行令第3条の基準に従い処理しなければならない。

オ 多量の一般廃棄物

一時に多量の一般廃棄物を生ずる土地及び建物の占有者は、自ら処理しなければならない。ただし、自ら処理できないときは、その旨を市長に届け出て、その処理方法について指示を受けなければならないものとし、市長は廃棄物の特性に応じ、11(2)で定める施設への持込み等につき指示するものとする。

カ 犬、ねこ等の死体の処理及び処分

犬、ねこ等の死体は、その飼い主又は占有者において自ら処分しなければならない。ただし、自ら処分できないときは、市長にその旨を届け出て、その処理方法について、指示を受けなければならない。犬、ねこ等の死体で市が取り扱うものは、民間施設へ委託し、火葬するものとする。

11 一般廃棄物の処理施設に関する事項

(1) し尿処理施設

名 称	所 在 地	処理能力・処理方法
磐田市衛生プラント	磐田市千手堂2066	し尿6kl/日、浄化槽汚泥92kl/日 直接脱水+希釈・下水道放流

(2) ごみ処理施設等

ア 可燃ごみ処理施設

名 称	所 在 地	処理能力・処理方法
磐田市クリーンセンター	磐田市刑部島301	112t/日×2炉（焼却炉） 15t/日×1炉（灰溶融炉） ストーカ式焼却炉, プラズマ式灰溶融炉

イ 不燃物処理施設

名 称	所 在 地	処理能力・処理方法
中遠広域粗大ごみ処理施設	磐田市新貝59-1	49.2t/5h せん断式破碎、圧縮・梱包、水銀回収

ウ 不燃物処分場

名 称	所 在 地	処理能力・処理方法
中遠広域一般廃棄物最終処分場	周智郡森町一宮3606-3	埋立容量199,806m ³ 準好気性埋立(セル・サンドイッチ方式)

エ 資源物処理施設

名 称	所 在 地	処理能力
松岡紙業株	磐田市西島549-2	115.12t/日

オ リサイクル保管施設

名 称	所 在 地	施設能力
磐田広域リサイクルセンター	磐田市小中瀬 7 2 2	保管可能容量 6 5 8 m ³

カ 再資源化施設

名 称	所 在 地	再資源化物
産業振興(株) 浜松スクラップセンター	磐田市飛平松 2 3 8	缶、金属類
(株)野末商店 稗原工場	磐田市竜洋稗原 6 0 3	
長沼商事(株)	埼玉県所沢市林一丁目 3 0 6 - 7	
松岡紙業(株) 磐田営業所	磐田市西島 5 4 9 - 2	古紙類、古布
(有)やまや伊藤商店	磐田市国府台 6 3 4 - 1	
(株)山治紙業 磐田営業所	磐田市駒場 7 1 7 7 - 1	
(株)東海ケミカル	磐田市東平松 1 2 4 8 - 4	廃食用油
昭和電工(株)	東京都港区芝大門一丁目 1 3 - 9	プラスチック製容器包装
鈴与エコプロダクツ(株)	菊川市嶺田 1 8 1 3 - 5	ペットボトル
(有)大原ガラスリサイクル 岩倉工場	愛知県岩倉市北島町中野田 3 6	ガラスびん (無色・茶色・その他の色)
(有)武田商店	浜松市中区上浅田一丁目 1 - 5	ガラスびん (リターナブルびん)

- (3) 廃棄物処理法施行規則第 2 条の 3 第 2 号の規定により市より一般廃棄物処分業の指定を受けた施設

ア 再生活用

名 称	所 在 地	取扱う一般廃棄物の種類
(株)ヤードウエスト浜松	磐田市上神増 1 0 2 1 磐田市塩新田 3 0 0	剪定枝葉、生木雑草、藁、藁畳、 籾殻、木屑
(有)丸十産業	磐田市大久保 7 6 7 - 2 5	生木、草、竹、根株
金井 靖裕 (養豚業)	磐田市藤上原 5 3 3 - 3 0	食品残さ
長谷川 正治 (養豚業)	磐田市向笠西 4 6 0 - 2	食品残さ

平成 31 年度主な取り組み (案)

◆食品ロス削減

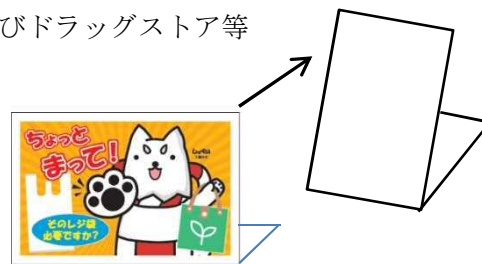
広報いわたや講演等での啓発
(エコレシピの紹介、冷蔵庫整理の提案等)



◆不要なレジ袋の削減

レジ袋削減表示プレートの設置依頼 (継続)

・レジ袋削減協力店 (35 店舗)、コンビニエンスストア及びドラッグストア等への設置依頼 (200 個)



◆ごみ排出環境の充実

リサイクルステーション回収品目の追加

・使い捨てライターの回収

【現在の回収品目】

空き缶・空きびん・ペットボトル・廃食用油、プラスチック製容器包装
蛍光管、乾電池、古紙 (新聞、雑誌、雑がみ、ダンボール)、古着類



【リサイクルステーション】

平日リサイクルステーション (クリーンセンター内) 8 時 30 分～17 時

平成 29 年度 利用者数 40,501 人 (1 日平均 167 人)

日曜リサイクルステーション (市内 5ヶ所、月 1 回日曜日開設) 9 時～11 時

平成 29 年度 利用者数 7,958 人 (1 日平均 133 人)

◆ごみ分別ガイドブックの改訂

適切なおみの分別、出し方の周知

ガイドブック : 平成 32 年全戸配布予定 (80,500 部)

日本語版、ポルトガル語・英語版、

〈新規〉ベトナム語版



◆イベント出展等による啓発

講座・施設見学会・エコ教室・イベント出展による啓発

- ・産業大学学園祭等への出展
- ・エコ・リサイクル教室の実施
- ・3R 推進月間普及啓発活動の実施



◆ごみ減量・リサイクル啓発 DVD の更新

数値と映像の軽微な修正による啓発DVDの更新

「主な内容」

年度毎のごみ排出量、水切りや雑がみ回収等啓発、
収集したごみが種類ごとに処理される様子や処理ルートを紹介、
プラスチック製容器包装の分別方法について



平成 30 年度の取り組み

◆レジ袋削減表示プレートの設置依頼

レジ袋削減に向けた啓発

- ・レジ袋削減表示プレートの作成（約 140 個）
- ・セブンイレブン（28 店舗）、商店会連盟加盟店（58 店舗）に設置を依頼した。



◆市役所本庁舎 1F 展示ブースの活用

可燃ごみの減量・リサイクルの必要性について市民への意識啓発

展示期間 8月1日（水）～9月19日（水）

- ・可燃ごみ組成調査の結果を踏まえて、可燃ごみの減量（食品ロス削減、雑がみの資源化、プラスチック製容器包装の資源化）について啓発を行った。



◆あなたが家族のエコ・リーダー教室開催

可燃ごみの減量とリサイクル意識の向上を図るため、ごみの削減体験教室を開催

日時：8月17日（金）、18日（土）9時～11時30分

場所：磐田市クリーンセンター

参加者：12組 32名（子ども20名、保護者12名）

内容：家庭で集めた雑がみを使ったカード作り体験

マイバッグづくり

家族で一緒にごみ減量の取り組みを宣言



◆3R推進月間における普及啓発活動の実施

レジ袋の削減に向けてマイバッグの持参の呼びかけを実施

日時：10月29日（月）10:00～11:00

場所：アピタ磐田店ほか5店舗

実施者：いわた消費者協会

内容：マイバック利用の呼びかけ、啓発グッズの配付



◆イベント参加による啓発活動の実施

適正なごみの排出方法の周知とリサイクルへの意識啓発

1. 軽トラ市 平成 30 年 12 月 9 日（日）
内 容 ごみ減量・リサイクルアイデアの募集
雑がみクイズ（雑がみ回収の推進）
水切り体験（可燃ごみの削減）
ブース来訪者 約 120 名
2. インターナショナルフォーラム 2019 平成 31 年 1 月 27 日（日）
内 容 ごみ分別ゲーム
分別アプリの紹介
ごみの捨て方の相談
食品ロス削減、雑がみ回収、レジ袋削減の啓発
ブース来訪者 約 150 名



◆ごみ減量・リサイクル標語コンテストの実施

ごみ減量・リサイクル標語の募集と啓発への活用

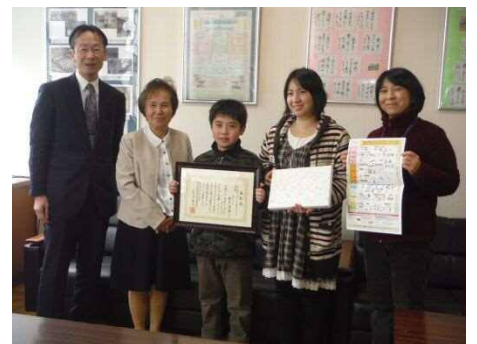
対象者：小学 4 年生（市内 2 2 校）
募 集：クリーンセンターの施設見学时
選 考：委員等による選考

優秀作品決定

「分別は 家族じゃなくて ぼくがやる」 福田小学校 4 年 鈴木 友悠さん
「お母さん それもしげんだ すてないで」 田原小学校 4 年 岩井 悠真さん

表 彰 式

日 時 福田小学校 平成 31 年 2 月 26 日（火）13 時から
田原小学校 平成 31 年 2 月 27 日（水）13 時から
場 所 各小学校校長室
出席者 受賞児童、校長、担任教諭、審議会会長、事務局
表 彰 会長より表彰状と副賞の授与



※優秀作品は、ごみ減量・リサイクルスローガンとして、
ごみカレンダーや分別ガイドブック等へ掲載し、ごみ減量の啓発活動に活用する。

◆ごみ分別アプリ「しっぺいのゴミチェッカー」運用状況

利用者数：20,738 名（平成 31 年 2 月末）

「主な機能・サービス」

ごみ分別検索（英語・ポルトガル語にも対応）
収集日お知らせメールサービス（前日または当日にメールでお知らせ）
補助制度、施設案内等について情報発信



平成31年2月27日 中日新聞



川島あつ江会長から表彰状を受け取る鈴木友悠君。磐田市の福田小で。

ごみ・リサイクル標語 鈴木君、岩井君 優秀賞

磐田市

磐田市が小学四年生を対象に募集した「ごみ減量・リサイクル標語」で、鈴木友悠君（福田小）の「分別は家族じゃなくてぼくがやる」と、岩井悠真君（田原小）の「お母さんそれもしげんだすてないで」が、それぞれ優秀賞に選ばれた。三月一日に全戸配布される「家庭ごみ収集カレンダー」に掲載される。

標語は、ごみの発生抑制と再利用、リサイクルなどがテーマ。市内二十二校の四年生が昨年五〜十二月にごみ焼却場「市クリーンセンター」を見学した際に環境学習の一環で募った。千二百二十点の応募作から、市廃棄物減量化等推進審議会が斬新で前向きなメッセージ性があるものを厳選した。

二十六日は同審議会の川島あつ江会長が福田小を訪れ、鈴木君に表彰状を手渡した。鈴木君は「分別を人任せにせず、みんながしっかりやればごみの減量につ

ながると思った」と作品の狙いを述べた。川島会長は「大人にインパクトを与える標語」とたたえた。二十七日には田原小で岩井君に表彰状が贈られる。

（赤野嘉春）

「レジ袋削減表示プレートの設置依頼」
平成30年8月25日（静岡新聞）

（第三種郵便物認可）

磐田市 レジ袋削減啓発プレート

磐田市は24日、市内店舗と連携し、市製作の啓発プレートを使ったレジ袋削減活動を開始した。第一弾としてコンビニエンスストアにプレートを置き、市民に「ごみ減量化への協力を求める」。

コンビニ28店に設置

人気の同市イメーシキヤラクター「しゅべい」を模り、横長のプレートにデザインした「おちよつとまって！ そのレジ袋必要ですか？」と呼び掛ける。市と包括連携協定を締結したセブンイレブン・ジャパン（東京都）の協力を得て、8月末までに市内の同社28店舗に設置する。同社の磐田前野店では24日、レジ機の脇にプレートを置いて「買い物の受け渡した。店員は買う商品が少ないお客さんには、レジ袋が必要かどうかを直接聞いている。このようなプレートがあると助かる」と効果に期待した。

市はプレート140枚を製作済みで、スーパーマーケットや商店街の小売店などにも設置を依頼する方針。140店が協力した場合、1店が1日10袋削減すると年間ですべて約50万袋の削減につながるという。市は「ごみ対策課は、ポスターを張るよりも、レジにプレートを置く方が啓発効果が高いと考えた。今後はマイバッグの携行など啓発の内容を広げたい」と意欲を示す。（磐田支局・高松勝）

レジ袋に設置されたレジ袋削減の啓発プレートは磐田市のセブンイレブン磐田前野店

ながら庭園やふすま的に話したい」と意気

ごみ削減、マイバッグ作り

環境を考える 磐田で児童教室

子どもたちに家庭「ごみ」の削減や環境について考えてもらう磐田市のエコ体験教室が十七日、同市クリーンセンターであった。希望した市内の児童ら十五人が、「ごみの削減やリサイクルの方法を学んだ」。

児童たちは、市職員から市の「ごみ」の排出量や処理状況の説明を受けた後、紙のリサイクルを学ぶ紙すきを体験。各家庭から持ち寄ったお菓子の空き箱などを細かくちぎり、水とお氣に入りの色の絵の具を混ぜてオリジナルのマイバッグを作る児童たち—磐田市クリーンセンターで

「あなたが家族のエコ・リーダー教室」
平成30年8月18日（中日新聞）

キサーでとろとろの状態にした後、はがきサイズに伸ばして乾かし、写真を飾る台紙を作った。

レジ袋を削減するため、マイバッグ作りも行った。市のイメーシキヤラクター「しゅべい」のバッグに、カラフルに色付けしたり、イラストを描いたりしてオリジナルバッグを完成させた。

今後、児童たちには各家庭で「ごみ」の減量化や省エネのリーダーとして活動してもらおう。同級生五人と参加した福田小六年の鈴木佑那さんは「家族で「ごみ」をちゃんと分別したり、電気を小まめに消したりして、地球に優しくなりたい」と話していた。（夏目貴史）